

製品安全データシート

整理番号 : SL - M - 15 - 1

1. 製造名及び会社情報

情報提供者 : 会社 **タキロン株式会社**
 : 住所 〒671-2421
 兵庫県姫路市安富町長野 405
 : 担当部門 安富工場 技術グループ
 : 電話 0790-66-2285
 : ファックス 0790-66-2378
 作成日 : 2010年8月3日
 改訂日 :

 製品名 : **タキシール # 600 BRW - 6**

2. 危険有害性の要約

GHS分類

<p>【物理化学的危険性】</p> <p>火薬類 [分類対象外] 可燃性・引火性ガス [分類対象外] 可燃性・引火性エアゾール [分類対象外] 支炎性・酸化性ガス [分類対象外] 高压ガス [分類対象外] 引火性液体 [分類対象外] 可燃性固体 [区分外] 自己反応性化学品 [分類対象外] 自然発火性液体 [分類対象外] 自然発火性固体 [区分外] 自己発熱性化学品 [分類できない] 水反応可燃性化学品 [分類対象外] 酸化性液体 [分類対象外] 酸化性固体 [分類対象外] 有機過氧化物 [分類対象外] 金属腐食性物質 [分類できない]</p>	<p>【健康に対する有害性】</p> <p>急性毒性（経口） [区分外] 急性毒性（経皮） [区分外] 急性毒性（ガス） [分類対象外] 急性毒性（蒸気） [区分外] 急性毒性（粉じん/ミスト） [区分4] 皮膚腐食性・刺激性 [区分2] 眼に対する重篤な損傷 ・刺激性 [区分2B] 呼吸器感作性 [分類できない] 皮膚感作性 [区分1] 生殖細胞変異原性 [分類できない] 発がん性 [分類できない] 生殖毒性 [区分1] 特定標的臓器・全身毒性 （単回暴露） [区分1]（中枢神経系） [区分3]（気道刺激性、 麻酔作用）</p>
<p>【環境に対する有害性】</p> <p>水生環境急性有害性 [区分3] 水生環境慢性有害性 [分類できない]</p>	<p>特定標的臓器・全身毒性 （反復暴露） [区分1]（中枢神経系、 腎臓、肝臓） [区分2]（肺）</p> <p>吸引性呼吸器有害性 [区分1]</p>

GHSラベル要素

【絵表示又はシンボル】



【注意喚起語】

危険

【危険有害性情報】

- ・吸入すると有害
- ・皮膚刺激
- ・眼刺激
- ・アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- ・生殖能または胎児への悪影響のおそれ
- ・中枢神経系の障害
- ・呼吸器への刺激のおそれ、または眠気およびめまいのおそれ
- ・長期または反復暴露による中枢神経系、腎臓、肝臓の障害
- ・長期または反復暴露による肺の障害のおそれ
- ・飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
- ・水生生物に有害

【注意書き】

[予防策]

- ・使用前に取扱い説明書を入手し、すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・屋外または換気の良い場所でのみ使用し、粉じん/ミスト/蒸気を吸入しないこと。
- ・環境への放出を避けること。
- ・取り扱った後、手、顔などをよく洗うこと。
- ・指定された個人用保護具（安全帽、保護眼鏡、保護面、呼吸用保護具、保護手袋、保護衣、安全靴など）を着用すること。

[対応]

- ・飲み込んだ場合は、無理に吐かせずに口をすすがせ、直ちに医師の手当を受けさせること。
- ・吸入した場合は空気の新鮮な場所に移して休息させ、医師の手当を受けさせること。
- ・眼に入った場合は水で数分間洗い、コンタクトレンズを着用している場合は可能ならば外して洗浄を続け、刺激が続く場合は医師の手当を受けること。
- ・皮膚（または髪）に付着した場合は、流水/シャワーと石鹸でよく洗い、直ちに医師の手当を受けること。
- ・飲み込んだり、吸入又は接触したか、または暴露の懸念がある場合、気分が悪い時は医師の手当を受けること。
- ・特別処置が緊急に必要である場合は、このラベルの補足の応急処置指針（指針番号171）を参照すること。

[保管]

- ・容器を密閉して、直射日光を避け、火気、熱源から遠ざけて、涼しい所/換気の良いところに施錠して保管すること。

[廃棄]

- ・内容物/容器を廃棄する場合には、該当法規に従い、都道府県知事に許可された産業廃棄物処理業者に委託すること。
- ・使用済みの容器は、他の用途に使用しないで適正に廃棄すること。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物

化学名又は一般名 : 溶剤含有イソシアネート基末端ウレタン樹脂コンパウンド

化学特性 (化学式)	成分名	CAS 番号	濃度又は 濃度範囲	官報公示 化審法	整理番号 安衛法
-	ウレタン樹脂	非公開	63%	既存	既存
C10H8N2O2	m キシリレンジイソシアネート	25854 -16 -4	0.5%	3 -2216	既存
C5H9NO	N -メチル-2-ピロリドン	872 -50 -4	6.3%	5 -113	既存
C7H8	トルエン	108 -88 -3	12%	3 -2	既存
SiO2	シリカ	7631 -86 -9 , 67762 -90 -7	5.8%	1 -548	既存
FeO0H	酸化鉄	20344 -49 -4	1.1%	1 -387	既存
TiO2	酸化チタン	13463 -67 -7	5.3%	1 -558	既存
-	安定剤	非公開	1.6%	既存	4 -7 -1316
-	色材	非公開	3.3%	既存	既存

* 上記記載の濃度又は濃度範囲は代表値ですので、規格を保証するものではありません。

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で安静にさせる。
直ちに医師に連絡し、医師の手当、診断を受ける。
呼吸していて嘔吐がある場合は、頭を横向きにする。
呼吸が止まっている場合、又は呼吸が弱い場合には衣類を緩め、呼吸気道を確保した上で人工呼吸（又は、酸素吸入）を行う。
- 皮膚に付着した場合 : 直ちに、水と石鹸で洗う。
汚染された衣類、靴などを速やかに脱ぎ、取り除く。
外観に変化が見られたり痛みが続く場合には、速やかに医師の手当を受ける。
- 目に入った場合 : 直ちに清浄な水で15分間洗浄した後、眼科医の手当を受ける。
洗眼の際、まぶたを指で良く開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水が行きわたるように洗浄する。
コンタクトレンズを使用している場合は、固着していない限り、取り除いて洗浄する。
- 飲み込んだ場合 : 水で口の中を洗浄し、コップ1～2杯の水、又は牛乳を飲ませて、直ちに医師の手当を受ける。無理に吐かせてはならない。
被災者に意識がない場合は、口から何も与えてはならない。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 粉末ドライケミカル、炭酸ガス、泡消火剤、乾燥砂、大量の噴霧水。
使ってはならない消火剤 : 棒状水。
- 火災時の特有の危険有害性 : 当該製品は分子中にNを含有しているため、火災時に刺激性もしくは有毒なガスを放出する。
- 特定の消火方法 : 粉末ドライケミカル又は炭酸ガスで初期消火にあたる。
火災が広がった時は大量の噴霧水で消火する。
消火活動は、可能な限り風上から行う。
着火していないドラム設備などに放水し、延焼・加熱防止や破裂の防止に努める。

消火を行う者の保護 : 消火作業の際は、状況に応じた保護具を必ず着用する。
燃焼又は高温により有毒ガスが生成するので、自給式呼吸保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置

: 漏出した場所の周辺にロープを張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。
作業の際には保護具を着用し、飛沫などが皮膚に付着したり蒸気を吸入しないようにする。

環境に対する注意事項 : 環境への影響を起こさないよう、河川などに排出しない。

封じ込め及び浄化の方法・機材

: 少量の場合には、乾燥砂、土、おがくず、ウエスなどに吸収させて、密閉できる空容器に回収する。
回収した容器は密閉せず、回収した量の10倍以上となる発泡に注意し、中和/除外の処置を取る。
中和剤の例 水/濃アンモニア水/液体洗剤(重量比) = 90~95/3~8/0.2~0.5
大量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。
この際、下水、側溝等に入り込まないように注意する。
水上に流出した非水溶性の製品は、吸収材を使用して回収する。

二次災害の防止策 : 特になし。

7. 取り扱い及び保管上の注意

【取り扱い】

技術的対策 : 取り扱い場所は換気を良くし、その周辺での火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
吸入、皮膚への接触を防ぎ、又、目に入らないように適切な保護具を着用する。
局所排気・全体排気 : 取り扱う場合は、局所排気内、または全体排気の設定のある場所で取り扱う。
注意事項 : 接触、吸入又は飲み込まない。
取扱い後はよく手を洗う。
屋外又は換気の良い区域でのみ使用する。
安全取り扱い注意事項 : 緊急時に備えて、十分な数の保護具を常備する。
容器の取り扱いは転倒・落下に注意する。

【保管】

技術的対策 : 保管場所は耐火構造とし、屋根を不燃材料で作り、天井を設けない。
保管場所の床は、床面に水が浸入/浸透しない構造とする。
保管場所には、必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
適切な保管条件 : 直射日光を避け、火気、熱源から遠ざけて保管する。
通風を良くし、ガス、又は蒸気が滞留しないように容器を密閉して保管する。
酸化剤ならびに酸化性の強い物質との保管を避ける。
火気厳禁。
混触危険物質 : アミン、アルコール、水等の活性水素化合物、酸化剤、塩基等
安全な容器包装材料 : 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策 : 取り扱い場所には、全体換気装置を設置する。

できるだけ密閉された装置、機器、又は局所排気装置を使用する。

高温で使用の場合は、密閉された装置、機器、又は局所排気装置を使用する。

取り扱い場所の近くに、洗眼および身体洗浄のための設備を設ける。

管理濃度 : <TILIN> : 20ppm (2009)

許容濃度 : <TILIN> 日本産業衛生学会 : 50ppm (2008)

A C G I H : TWA 20ppm (2008)

<酸化チタン> 日本産業衛生学会 : 1mg/m³ (2008)

A C G I H : TWA 10mg/m³ (2009)

保護具 呼吸器の保護具 : 空気呼吸器、送気式マスク、防毒マスク

手の保護具 : 保護手袋

目の保護具 : 保護眼鏡、ゴーグル

皮膚及び身体の保護具 : 安全帽、保護服、保護前掛け、保護長靴

9. 物理的及び化学的性質

外観 物理的状态 : 固体

形状 : ペースト

色 : 茶色

臭い : 溶剤臭

pH : 知見なし

融点/凝固点 : 知見なし

沸点 : 知見なし

引火点 : 25 *1)

発火点 : 知見なし

爆発特性 : 知見なし

蒸気圧 : 知見なし

蒸気密度 : 知見なし

密度(比重) : 知見なし

溶解性 : 有機溶剤に易溶

オクタノール/水分配係数 : 知見なし

分解温度 : 知見なし

10. 安定性及び反応性

安定性 : 通常の条件下では安定である。

危険有害反応可能性 : NCO基は水と反応して炭酸ガスを発生する。この反応が密閉容器内で起こると、容器が膨れ、場合によっては破裂することもある。

酸化剤と反応し、火災になることがある。

避けるべき条件 : 水、湿気、高温の物体、火花、裸火、静電気火花

混触危険物質 : アミン、アルコール、水等の活性水素化合物、酸化剤、塩基等

危険有害な分解生成物 : 窒素酸化物、一酸化炭素、二酸化炭素

1.1 有害性情報

急性毒性

経口 LD50 5870mg/kg (計算値)		: [区分外]
経皮 LD50 8385mg/kg (計算値)		: [区分外]
吸入(蒸気) LD50 >20000ppm (計算値)		: [区分外]
吸入(粉じん/ミスト) LC50 3mg/L (計算値)		: [区分4]
皮膚腐食性・刺激性		: [区分2]
眼に対する重篤な損傷・刺激性		: [区分2B]
呼吸器感作性		: [分類できない]
皮膚感作性		: [区分1]
生殖細胞変異原性		: [分類できない]
発がん性		: [分類できない]
生殖毒性		: [区分1]
特定標的臓器・全身毒性	単回暴露	: [区分1] (中枢神経系) [区分3] (気道刺激性、麻酔作用)
	反復暴露	: [区分1] (中枢神経系、腎臓、肝臓) [区分2] (肺)
吸引性呼吸器有害性		: [区分1]

< 上記GHS分類の区分判定を実施した際の注意点 >

注意1: 紫外線吸収剤は経口及び軽皮毒性の項目は とし、他項目は未知成分とした。

注意2: 酸化鉄は毒性の少ない無機物なので吸入毒性 LD50 は とし、その他の項目は分類できないとした。

注意3: HPLC、酸化剤の GHS 分類は、政府公表結果*2) を採用して評価した。

注意4: 安定剤、色材は文献調査を行ったが十分な情報が得られなかったため、全ての項目を分類できないとした。

注意5: m-キリルジ、イソシアネート、N-メチル-2-ピロリドン、シリカの GHS 分類は、文献調査結果より区分した。

(m-キリルジ、イソシアネート)*1)

急性毒性	経口 LD50 3200mg/kg		: [区分5]
	経皮 LD50 5001mg/kg		: [区分外]
	吸入(蒸気)		: [分類できない]
	吸入(粉じん/ミスト) LC50 0.182mg/L		: [区分2]
皮膚腐食性・刺激性			: [区分2]
眼に対する重篤な損傷・刺激性			: [区分2A]
呼吸器感作性			: [分類できない]
皮膚感作性			: [区分1]
生殖細胞変異原性			: [分類できない]
発がん性			: [分類できない]
生殖毒性			: [分類できない]
特定標的臓器・全身毒性	単回暴露		: [区分1] (呼吸器系、神経系)
	反復暴露		: [分類できない]
吸引性呼吸器有害性			: [分類できない]

(N-メチル-2-ピロリドン)*3)

急性毒性 経口 LD50 3914mg/kg	: [区分5]
経皮 LD50 8000mg/kg	: [区分外]
吸入(蒸気)	: [分類できない]
吸入(粉じん/ミスト) LC50 5.2mg/L	: [区分5]
皮膚腐食性・刺激性	: [区分2]
眼に対する重篤な損傷・刺激性	: [区分2 A]
呼吸器感作性	: [分類できない]
皮膚感作性	: [区分外]
生殖細胞変異原生	: [区分外]
発がん性	: [分類できない]
生殖毒性	: [区分1]
特定標的臓器・全身毒性	単回暴露 : [分類できない] 反復暴露 : [分類できない]
吸引性呼吸器有害性	: [区分1]

(シカ)*4)

急性毒性 経口 LD50 20001mg/kg	: [区分外]
経皮	: [分類できない]
吸入(蒸気)	: [分類できない]
吸入(粉じん/ミスト)	: [分類できない]
皮膚腐食性・刺激性	: [区分3]
眼に対する重篤な損傷・刺激性	: [区分2 B]
呼吸器感作性	: [分類できない]
皮膚感作性	: [分類できない]
生殖細胞変異原生	: [分類できない]
発がん性	: [分類できない]
生殖毒性	: [分類できない]
特定標的臓器・全身毒性	単回暴露 : [分類できない] 反復暴露 : [分類できない]
吸引性呼吸器有害性	: [分類できない]

12. 環境影響情報

水生環境急性有害性	: [区分3]
水生環境慢性有害性	: [分類できない]

< 上記GHS分類の区分判定を実施した際の注意点 >

- 注意1: 紫外樹脂は、急性水生毒性の項目は とし、慢性水生毒性の項目は未知成分とした。
- 注意2: 酸化鉄は毒性の少ない無機物なので吸入毒性 LD50 は とし、その他の項目は分類できないとした。
- 注意3: HLE、酸化珪の GHS 分類は、政府公表結果*2) を採用して評価した。
- 注意4: 安定剤、色材は文献調査を行ったが十分な情報が得られなかったので、全ての項目を分類できないとした。

注意5：m キリルジ イシアネト、N-メチル-2ピロリドン、シカのGHS分類は、文献調査結果より区分した。

(m キリルジ イシアネト)*1)

水生環境急性有害性：[分類できない]

水生環境慢性有害性：[分類できない]

(N-メチル-2ピロリドン)*3)

水生環境急性有害性：[区分外]

水生環境慢性有害性：[区分外]

(シカ)*4)

水生環境急性有害性：[分類できない]

水生環境慢性有害性：[分類できない]

13. 廃棄上の注意事項

- 残余廃棄物：廃棄物においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、関係法令を遵守して適性に処理する。
- 汚染容器・包装：容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去する。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連分類：非該当

国連番号：非該当

品名：-

容器等級：-

海洋汚染物質：非該当

国内規制 陸上運送：消防法、道路法等に定められている運送方法に従う。

海上運送：船舶安全法に定められている運送方法に従う。

航空輸送：航空法に定められている運送方法に従う。

輸送の特定の安全対策及び条件：火気厳禁。

目に入れたり蒸気を吸入しないこと。

容器の破損、漏れがないことを確かめること。

輸送前に、容器の破損、腐食、漏れなどがないことを確認する。

転倒、落下、損傷のないよう積み込み、荷崩れ防止を確実にを行う。

該当法令に従い、包装、表示、輸送を行う。

応急措置指針番号：171

15. 適用法令

- 消防法 : 危険物第2類(法第2条第7項危険物別表第1)危険等級
- 毒劇法 : 幻覚又は麻酔の作用を有する物(法第3条の3、施行令第32条の2)[トエン含有物]
- 化審法 : 第2種監視化学物質(法第2条第5項)[トエン]
- 労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条1、施行令第18条)[トエン]
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)
[トエン、シカ、酸化鉄、酸化チタン]
第2種有機溶剤等(有機則第1条 施行令別表第6の2)[トエン]
危険物・引火性の物(施行令別表第1項第4号)
作業環境評価基準(法第65条の2第1項)[トエン]
- 化学物質管理促進法 : 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)[300号トエン]
- 大気汚染防止法 : 有害大気汚染物質(法第2条第13項 環境庁通知)[N-メチル-2-ピロリドン、トエン]
揮発性有機化合物 法第2条第4項(環境省から都道府県への通達)
[N-メチル-2-ピロリドン、トエン]
- 悪臭防止法 : 特定悪臭物質(施行令第1条)[トエン]
- 道路法 : 車両の通行の制限(施行令第1条)[トエン]
- 労働基準法 : 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条・別表第1の2第4号1・昭53労告36号)[トエン]

16. その他の情報

引用文献

- 1) 自社データ
- 2) 三省告示(厚生労働省、経済産業省、環境省 GHS 関係省庁連絡会議 : NITE HP)
- 3) 国際簡潔評価文書(CICAD)(35,2001)
- 4) International Uniform Chemical Information Database (IUCLID)

< 記載内容について >

記載内容については現時点で入手した資料に基づいて作成しておりますが、記載のデータ及び評価については必ずしも十分ではありませんので、取り扱いには注意して下さい。

なお、注意事項については通常の手続きを前提としたものですので、特別な取り扱いをする場合には、さらに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取り扱い願います。